

福岡県児童虐待防止SNS相談業務企画提案公募 審 査 基 準

【審査方法】

以下に掲げる「審査項目」ごとに、その「審査基準」に応じて採点することにより行うものとする。

審査項目区分 (区分配点)	審査項目	審査基準	ウエイト	配点
事業目的 (5点)	事業の趣旨及び目的の理解度	○本事業の趣旨及び目的を十分に理解した上で、その目的を達成するための具体的な内容を提案しているか。	× 1	5
実施体制 (60点)	施設設備	○ SNS回線の数が「公募仕様書」で定める回線数以上であるか。 ○専用ブースの設置等、業務環境が整っているか。	× 3	15
	職員体制	○業務に従事する人員の配置は十分であるか。 ○総括責任者、相談員、苦情担当者、スーパーバイザーは、「公募仕様書」に基づく必要な資質、経験、資格を有する者であるか。	× 3	15
	資質向上の取組	○相談員に対して、資質向上のための取組が実施(または計画)されているか。また、その内容は十分であるか。	× 3	15
	個人情報保護	○相談エリアへの立入制限等、環境面での対策はとられているか。 ○個人情報の取扱いに関するルールが定められているか。またその内容は十分なもののか。 ○児童相談所に対する報告業務での報告先の誤り等、個人情報漏えいのリスクに対する防止策が講じられているか。またその策は十分なもののか。	× 3	15
その他 (35点)	所要経費	○業務の目的を達成するために必要な経費が積算されているか。 ○事業内容と整合性のある具体的な積算となっているか。	× 1	5
	財務状況	○事業資金は十分に確保できているか。 ○適切な運営が見込める財務状況にあるか。 ○法人として財務状況が適切であるか。	× 1	5
	業務実績	○児童虐待相談及び子どもや家庭に関する相談業務実績が十分であるか。 ○類似の業務に関し、国や他の地方公共団体から業務を受託し、又は補助を受けた実績があるか。	× 3	15
	独自性、特徴のある提案	○事業実施に当たって、事業者の独自性や特徴(強み)により、事業目的達成のために特に効果的な提案が行われているか。	× 2	10
合計				100

【採点基準及び評価点】

採点基準 ウエイト	極めて優れている	優れている	普通である	不十分	極めて不十分
×1	5	4	3	2	1
×2	10	8	6	4	2
×3	15	12	9	6	3